

## 港北区放課後キッズクラブ運営法人選定検討会運営要綱

制 定 令和3年4月1日港北こ第5730号（区長決裁）

### （趣 旨）

第1条 この要綱は、区長が、放課後キッズクラブ運営法人を選定するにあたり、外部の意見を求めるために開催する、横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱（平成17年12月20日福子放第10167号）第7条第2項に規定する運営法人選定検討会（以下「検討会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

### （委 員）

第2条 区長は、次に掲げる者の中から検討会の委員の就任を依頼する。

- (1) 自治会・町内会代表者
- (2) 保護者代表者
- (3) 小学校長又は副校長
- (4) 学識経験者
- (5) その他区長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、選定を受けようとする法人の社員は、検討会の委員に就任することができない。

### （会 議）

第3条 検討会の会議は、区長が招集する。

- 2 会議は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 会議において委員は、応募法人から説明等を聴くこととする。
- 4 会議において委員は、応募法人から提出された申請書類及び説明を基に意見書を作成し、区長に提出するものとする。

### （委員への謝金）

第4条 本市職員以外の委員には、検討会への出席に対する謝金として、次に掲げる金額を支給する。

- (1) 学識経験者 日額14,000円
- (2) その他 日額5,000円

### （委員の責務）

第5条 委員は、公正、公平に検討を行わなければならない。

- 2 委員は、検討会を通じて知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市が公表した情報については、この限りではない。

(関係者の出席等)

第6条 区長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、港北区こども家庭支援課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 港北区放課後キッズクラブ運営法人選定等検討会運営要綱(平成24年5月7日港北地第218号)は廃止する。